

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年3月31日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第6号**

香川県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

香川県立学校の管理運営に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(学科主任) 第32条 2以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごと及び<u>総合学科</u>に学科主任を置く。ただし、次項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。 2・3 略</p>	<p>(学科主任) 第32条 2以上の学科を置く高等学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。ただし、次項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、学科主任を置かないことができる。 2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。